

板橋区保育室緊急保育実施要綱

(平成14年8月30日区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の死亡、失踪又は疾病等により一時的に保育を必要とする児童に対し、区内の保育室（板橋区保育室制度助成事業実施要綱（平成14年4月1日区長決裁）第6条に基づき助成の決定を受けたものに限る。以下「保育室」という。）において、緊急保育（以下「保育」という。）を実施することにより、児童の健全育成を図るものとする。

(委託契約)

第2条 区長は、前条の保育室施設長（以下「施設長」という。）と協議のうえ、緊急保育委託契約を締結するものとする。

(保育対象児童)

第3条 保育の対象児童は、区内に住所を有する当該保育室の保育対象となる年齢の健康な児童で、保護者が次の各号に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育できない状態にあるものとする。

- (1) 保護者が死亡、行方不明等で不在のとき。
- (2) 病気又は出産等で入院するとき。
- (3) 家族が入院し、その看護にあたるとき。
- (4) 災害等により復旧作業に従事するとき。
- (5) 冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由によるとき。
- (6) その他区長が特に認めた状態にあるとき。

(定員)

第4条 定員は、当該保育室の定員の範囲内とする。

(保育日及び保育時間)

第5条 保育の実施日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年始（1月2日及び同月3日）、年末（12月29日から同31日まで）を除く毎日とする。

- 2 保育時間は、午前8時30分から午後5時までの間とする。ただし、保護者の勤務の都合その他の事情により必要があるときは、施設長と保護者が協議して、保育時間の延長をすることができる。

(保育期間)

第6条 保育期間は、原則として1か月以内とし、月をまたがる受託は行わない。

(受託児童の届出)

第7条 施設長は、保護者と緊急保育委託契約を締結したときは、保育受託届（別記第1号様式）により、保育に欠ける証明書を添えて区長に報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の届出があった場合、当該契約が適当でないと認めるときは、当該児童にかかる児童委託料相当額の支払いを拒むことができる。
- 3 児童の保育委託契約を解約したときは、施設長は、速やかにその旨を解約届（別記第2号様式）により区長に届出なければならない。

(緊急保育料)

第8条 保育の契約者は、緊急保育料として児童1人につき、月額900円及び給食費の実費を施設長に支払わなければならない。

(委託料の支払)

第9条 区長は、施設長に対し、委託に要する費用を対象児童1人につき、受託日数に応じて月額3,270円を支払うものとする。

(報告)

第10条 施設長は、緊急保育の前月実績を保育日表(別記第3号様式)により、区長に報告しなければならない。

(請求の手續)

第11条 施設長は、緊急保育の委託料を受けようとするときは、保育終了後区長に対し、請求書(別記第4号様式)を提出するものとする。

2 前項の委託料を受けた施設長は、区長に対し、当該年度の実績を実績報告書(別記第5号様式)により、翌年度の4月30日までに報告するものとする。

(第三者代行の禁止)

第12条 施設長は、保育の全部又は一部を第三者に代行させてはならない。

(遂行命令等)

第13条 区長は、施設長が、この要綱に従って事業を遂行していないと認めるときはこれを遂行することを指示するものとする。

(契約の解除)

第14条 区長は、施設長が次の各号の一に該当するときは、第2条に規定する契約を解除することができる。

- (1) この要綱及び契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の解除を申し入れたとき。
- (3) 保育室の運営及び保育内容に不相当と認める事由が生じたとき。

2 保育室は、前項第2号の規定により契約を解除しようとするときは、3か月前までに区長に申し出て協議しなければならない。

(調査等)

第15条 区長は、保育室に関し必要があるときは、いつでも実地調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 区長は、保育室の運営及び保育内容について指導、助言及び勧告をすることができる。

(委任)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月30日区長決定)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。